

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 78,606円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和6年12月26日午前9時20分頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目175番1

(3) 事故の内容 市職員が車両を駐車しようとした際、後方に駐車していた相手方車両に接触した。

(4) 被害の程度 相手方車両の後方2か所の損傷

令和7年2月6日

ふじみ野市長 高 畑 博